

平成 30 年度における介護予防訪問介護相当サービス及び 介護予防通所介護相当サービスの制度改正について

現在、月当たりの包括単位となっている報酬体系を、利用 1 回ごとの出来高で定めるよう改めます。なお、出来高単価制度の導入に当たっての報酬単位数及び加算、減算率は、国が定める上限単位数及び率を適用することとします。

出来高単価制度の導入に当たって具体的なサービス費及び加算、減算は次のとおりです。ただし、記載している単位数や加算、減算率は平成 30 年 4 月から 9 月までのサービス提供に係るものであり、国においては、平成 30 年 10 月に向けて総合事業の単価や加算の改正が予定されていることから、10 月以降の単価や加算、減算については、詳細が分かり次第、追ってお知らせします。

また、費用の算定に当たっては、以下に掲げるほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとします。

① 訪問介護員等によるサービス費

ア 訪問型サービス費Ⅰ 266 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 1 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 4 回までのサービスを行った場合に算定

イ 訪問型サービス費Ⅱ 104 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 1 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 5 回目のサービスを行った場合に算定

ウ 訪問型サービス費Ⅲ 270 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 8 回までのサービスを行った場合に算定

エ 訪問型サービス費Ⅳ 105 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 9 回目のサービスを行った場合に算定

オ 訪問型サービス費Ⅴ 70 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回程度の利用とされている場合の 1 月の中で 10 回目のサービスを行った場合に算定

カ 訪問型サービス費Ⅵ 285 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回を超える程度の利用とされている場合の 1 月の中で 12 回までのサービスを行った場合に算定

キ 訪問型サービス費Ⅶ 114 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回を超える程度の利用とされている場合の 1 月の中で 13 回目及び 14 回目のサービスを行った場合に算定

ク 訪問型サービス費Ⅷ 56 単位（1 回につき）

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされている場合の1月の中で15回目のサービスを行った場合に算定

ケ 訪問型サービス費Ⅰ 165単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて主に20分未満の身体介護を行う場合で、1月の中で22回までのサービスを行った場合に算定

コ 初回加算 200単位（1月につき）

サ 生活機能向上連携加算 100単位（1月につき）

シ 介護職員処遇改善加算

(ア) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位×137/1000

(イ) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位×100/1000

(ウ) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位×55/1000

(エ) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (ウ)の90/1000

(オ) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (ウ)の80/1000

注1 アからケまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 アからケまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

注3 アからケまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を加える。

注4 アからケまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を加える。

注5 アからケまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加える。

注6 シについて、所定単位はアからサまでにより算定した単位数の合計とする。

注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外とする。

② 通所介護事業者の従業者によるサービス費

ア 通所型サービス費Ⅰ 378単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合に算定

イ 通所型サービス費Ⅱ 135単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行った場合に算定

ウ 通所型サービス費Ⅲ 389単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合に算定

エ 通所型サービス費Ⅳ 159単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされてい

- る場合の1月の中で9回目のサービスを行った場合に算定
- オ 通所型サービス費Ⅴ 106単位（1回につき）
事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で10回目のサービスを行った場合に算定
- カ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
- キ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
- ク 栄養改善加算 150単位（1月につき）
- ケ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）
- コ 選択的サービス複数実施加算
- (ア) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ
- ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
- ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- (イ) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ
- 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- サ 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- シ サービス提供体制強化加算
- (ア) サービス提供体制強化加算Ⅰイ
- ① 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 72単位（1月につき）
- ② 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 144単位（1月につき）
- (イ) サービス提供体制強化加算Ⅰロ
- ① 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 48単位（1月につき）
- ② 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 96単位（1月につき）
- (ウ) サービス提供体制強化加算Ⅱ
- ① 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 24単位（1月につき）
- ② 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 48単位（1月につき）
- ス 介護職員処遇改善加算
- (ア) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位×59/1000
- (イ) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位×43/1000
- (ウ) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位×23/1000
- (エ) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (ウ)の90/1000
- (オ) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (ウ)の80/1000
- 注1 アからオまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 アからオまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 アからオまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加える。
- 注4 アからオまでについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を加える。

注5 アからオまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 86 単位

イ 31 単位

ウ 87 単位

エ 34 単位

オ 22 単位

注6 スについて、所定単位はアからシまでにより算定した単位数の合計とする。

注7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外とする。